

## ■ 地区計画の決定7(地区施設の整備の方針)

- ・ 駅と北口及び南口交通広場の連絡
- ・ 東西の歩行者ネットワークに配慮
- ・ 安全で快適な歩行者用通路(屋内又は屋外)を整備する。

# ■ 地区計画の決定8(地区施設)

歩行者用通路1号  
幅員2.5m  
延長約50m

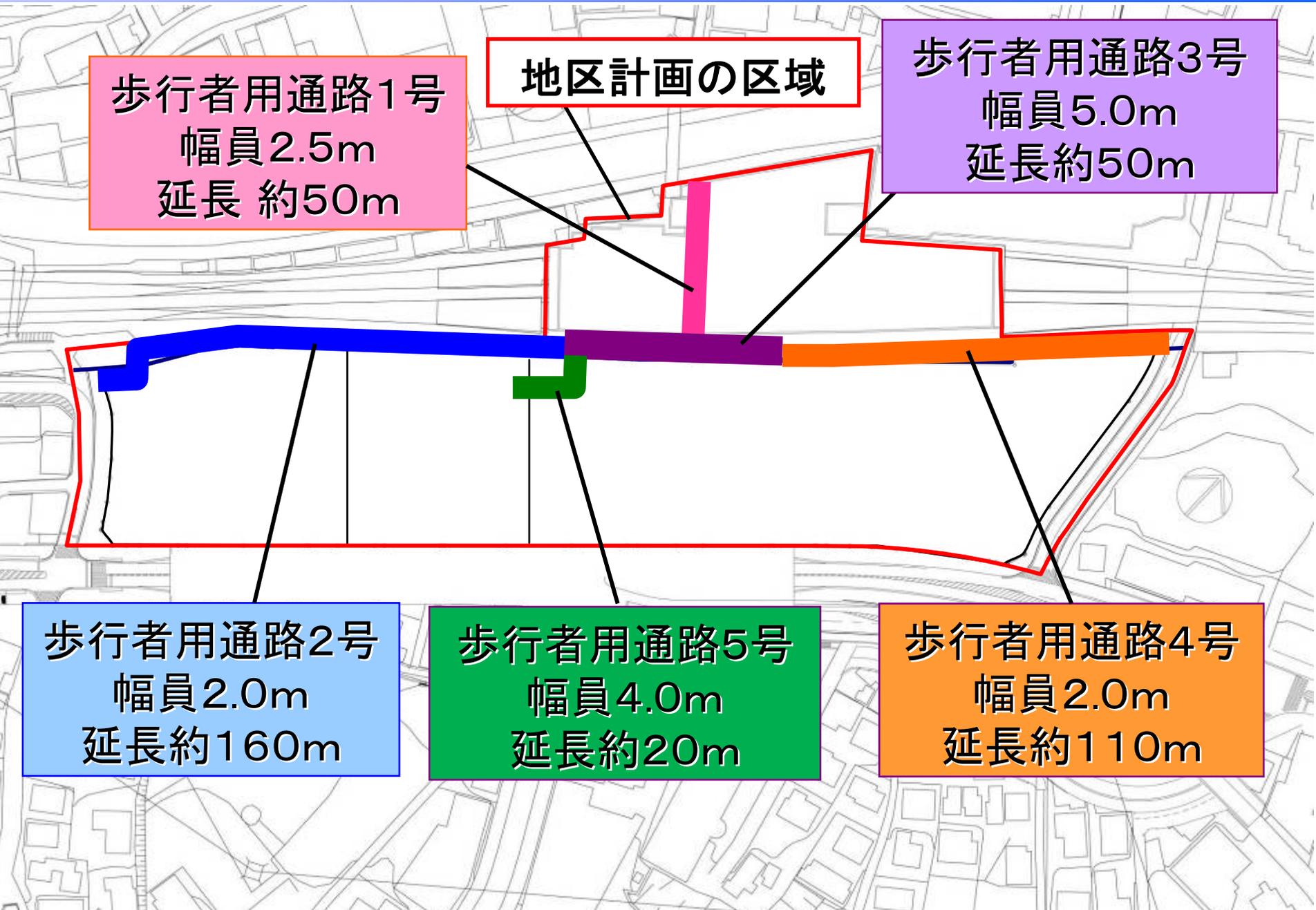
地区計画の区域

歩行者用通路3号  
幅員5.0m  
延長約50m

歩行者用通路2号  
幅員2.0m  
延長約160m

歩行者用通路5号  
幅員4.0m  
延長約20m

歩行者用通路4号  
幅員2.0m  
延長約110m



# ■ 地区計画の決定9(建築物等の整備の方針)

## A地区

- ・建築物の用途の制限
- ・壁面の位置の制限
- ・建築物の高さの最高限度
- ・建築物等の形態意匠の制限
- ・建築物の緑化率の最低限度

## B地区

- ・建築物の用途の制限

# ■ 地区計画の決定10(地区の区分・用途の制限)

次に掲げる建築物は、建築してはならない。

1 工場

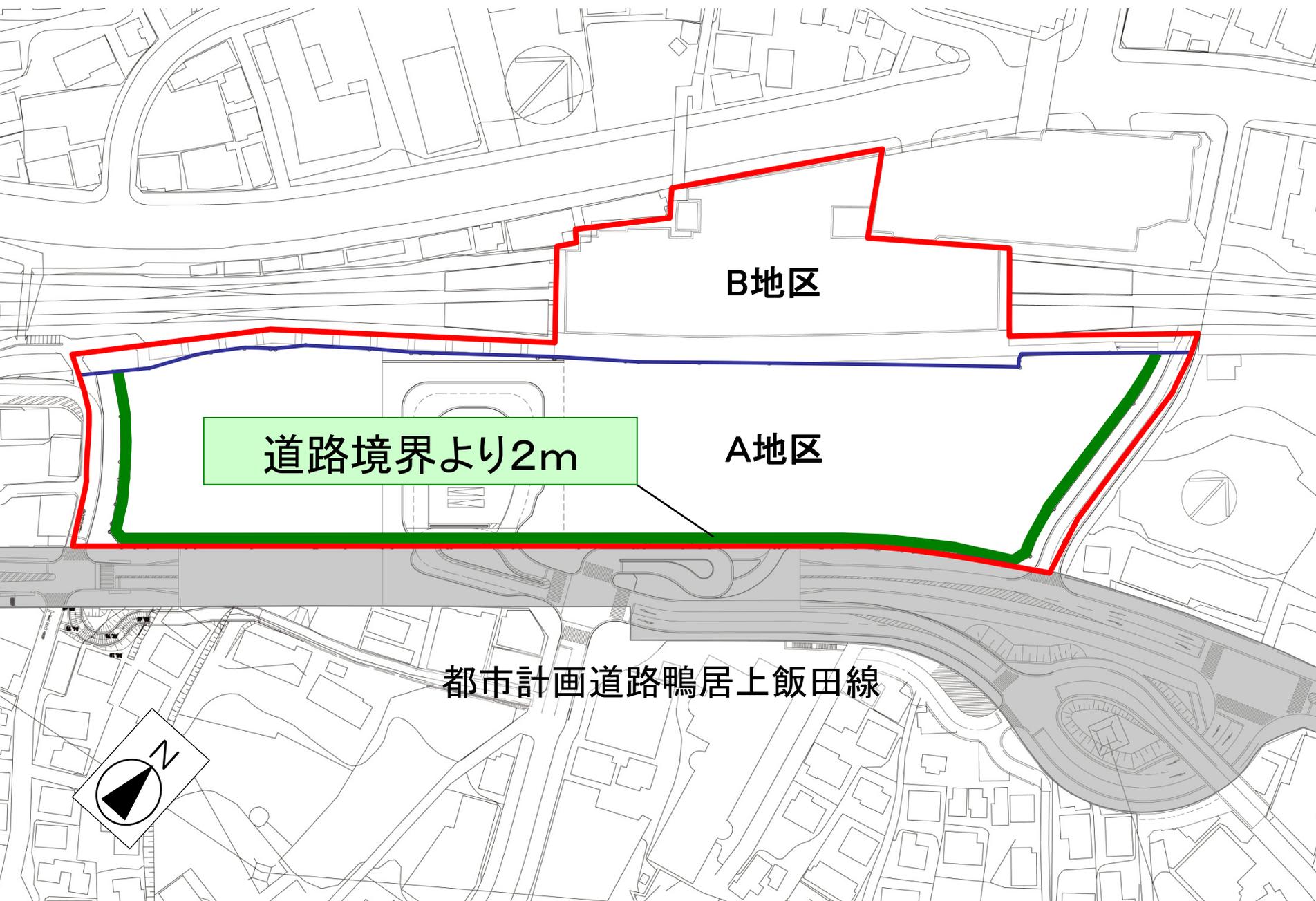
2 マージャン屋、ぱちんこ屋など

3 キャバレー、ナイトクラブなど

4 個室付浴場業に係る公衆浴場など

5 危険物の貯蔵施設など

# ■ 地区計画の決定11 (壁面の位置の制限)



B地区

道路境界より2m

A地区

都市計画道路鴨居上飯田線